

【改正雇用保険法】令和4年度の雇用保険料率

「雇用保険法等の一部を改正する法律」¹が令和4年3月30日に国会で成立し、翌31日に公布されました（令和4年法律第12号、以下「改正法」という。）が公布されました。

本ニュースレターでは、改正法のうち、特に事業者及び労働者への影響が大きい「令和4年度の雇用保険料率」に関して解説いたします。

本ニュースレターに関して、ご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士・社会保険労務士 渡邊 雅之

TEL : 03-5288-1021

Email : m-watanabe@miyake.gr.jp

○雇用保険料率の変更の概要

見直しの背景

- 平成29年、令和2年の雇用保険法改正により、**保険料率・国庫負担割合の暫定引下げ及び給付面の暫定措置（雇止め離職者への給付日数拡充等）を実施**
- コロナ禍での**雇用調整助成金の特例支給のための財源措置**等として、令和2年の雇用保険臨時特例法により、**一般会計からの繰入規定や、失業等給付の積立金から雇用調整助成金等に要する経費への借入規定を新設**

こうした措置はいずれも**令和3年度末までの暫定措置**であり、引き続き、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応するため、**暫定措置の延長や見直しが必要**

見直しの方向性

- **費用負担（保険料・国庫負担）**について、**労使の負担感も考慮して令和4年度の保険料率を軽減するとともに、より機動的な国庫負担が可能となる仕組みを設ける。**
 - ※ 雇用調整助成金等は、雇用情勢を見極めつつ段階的縮減の方針だが、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業には引き続き配慮できるよう、財政運営上の特例措置を継続
- **給付面の暫定措置は、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、当面、延長する。**

雇用保険料率

- 令和4年度の雇用保険料率（原則 **8/1,000**）について、**労使の負担感も踏まえた激変緩和措置として、以下のとおりとする。**

<現行> **2/1,000** ※以下によってR3年度まで引下げ

・法律による特例 ▲ 2/1,000
・積立金規模に基づく引下げ ▲ 4/1,000

※以下のとおり、法律によって引下げ

・令和4年4月～9月 : 2/1,000
・同年10月～令和5年3月 : 6/1,000

(注) 上記（労使折半）のほか、以下の保険料との合計が全体の雇用保険料率となる。

育児休業給付（労使折半 : 4/1,000（変更なし））、

雇用保険二事業（使用者のみ負担 : 3.5/1,000（R3は3/1,000、資金の枯渇により自動的に引上げ））

出所 : [厚生労働省作成資料](#)

¹ <https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/208.html>

第1. 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間における雇用保険料率（労働保険徴収法附則11条1項）

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間における一般の事業者の雇用保険料率は、**0.95%**（うち失業等給付に係る保険料率0.2%）（農林水産業及び清酒製造業については**1.15%**（うち失業等給付に係る保険料率0.4%）、建設業については**1.25%**（うち失業等給付に係る保険料率0.4%））となる。

失業等給付及び育児休業給付の保険料率は、労働者負担・事業者負担ともに令和3年度までから変更はない。

事業者のみが負担する雇用保険二事業の保険料率が、資金の枯渇により自動的に引き上げられ、令和3年度までの保険料率0.3%から**0.35%**（建設業については令和3年度までの保険料率0.4%から**0.45%**）となる。

これにより、労働者負担については令和3年度までから変更はないが、事業者負担は、令和3年度までの保険料率0.6%から**0.65%**（農林水産業及び清酒製造業については令和3年度までの保険料率0.7%から**0.75%**、建設業については令和3年度までの保険料率0.8%から**0.85%**）となる。

第2. 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間における雇用保険料率（労働保険徴収法附則11条3項）

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間における雇用保険料率については、一般の事業は**1.35%**（うち失業等給付に係る保険料率**0.6%**（労使折半））（農林水産・清酒製造の事業については**1.55%**（うち失業等給付に係る保険料率**0.8%**（労使折半））、建設業については**1.65%**（うち失業等給付に係る率**0.8%**（労使折半）））となる。育児休業給付の保険料率は0.4%（労使折半）から変更はない。

労働者負担は、一般の事業者は令和4年9月30日までの保険料率0.3%から**0.5%**（農林水産・清酒製造の事業および建設業については令和4年9月30日までの0.4%から**0.6%**）となる。

事業者負担は、一般の事業者は令和4年9月30日までの保険料率0.65%から**0.85%**（農林水産・清酒製造の事業については令和4年9月30日までの保険料率0.75%から**0.95%**、建設業については令和4年9月30日までの保険料率0.85%から**1.05%**）となる。

○令和3年度

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000※1	6/1,000	3/1,000※1	3/1,000	9/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1,000※2	7/1,000	4/1,000※2	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000※3	8/1,000	4/1,000※3	4/1,000	12/1,000

※1 失業等給付 2/1,000、育児休業給付 4/1,000 (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 1/1,000、育児休業給付 2/1,000))

※2・※3 失業等給付 4/1,000、育児休業給付 4/1,000 (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 2/1,000、育児休業給付 2/1,000))

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000※1	6.5/1,000	3/1,000※1	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1,000※2	7.5/1,000	4/1,000※2	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000※3	8.5/1,000	4/1,000※3	4.5/1,000	12.5/1,000

※1 雇用保険料率 (失業等給付 2/1,000、育児休業給付 4/1,000) (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 1/1,000、育児休業給付 2/1,000)

※2・※3 失業等給付 4/1,000、育児休業給付 4/1,000 (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 2/1,000、育児休業給付 2/1,000))

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000※1	8.5/1,000	5/1,000※1	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	6/1,000※2	9.5/1,000	6/1,000※2	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000※3	10.5/1,000	6/1,000※3	4.5/1,000	16.5/1,000

※1 雇用保険料率 (失業等給付 6/1,000、育児休業給付 4/1,000) (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 3/1,000、育児休業給付 2/1,000)

※2・※3 失業等給付 8/1,000、育児休業給付 4/1,000 (労使折半 (労働者負担・事業者負担とも) : 失業等給付 4/1,000、育児休業給付 2/1,000))

第3. 雇用保険料率の変更の背景

1. 雇用保険財政の状況

職業安定分科会雇用保険部会（第167回）の令和4年1月13日付の「雇用保険部会報告」²（以下「雇用保険部会報告」という。）では以下のとおり雇用保険財政の状況が危機的であるとされている。

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、国内でも同年4月から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、休業者数が一時的に急増するなど雇用に大きな影響が及び、完全失業率も3%に達した。令和3年以降は、「製造業」等で新規求人の持ち直しの動きがみられ、完全失業率は2%台に復帰する一方で、緊急事態宣言等が長期にわたった結果、「宿泊業、飲食サービス業」などでは雇用者数の減少や新規求人の回復の遅れが見られる。

このような、緊急事態措置など国の感染症対策として実施された施策が雇用に与える影響への対応は、主として雇用保険二事業を含めた雇用保険制度における措置の拡充等によることとなり、令和2年6月に制定した新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（「雇用保険臨時特例法」）や、累次の補正予算等によって各種の雇用対策を講じてきた。

具体的には、過去に例のない大幅な雇用調整助成金の拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設等により強力な雇用維持策を講じる一方、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者等に対しては、基本手当の給付日数の延長に関する特例措置も講じてきた。

また、こうした特例措置等を行うに際し、安定的な財政運営を確保するため、雇用保険臨時特例法により、令和2年度及び令和3年度に限り、失業等給付等に対する一般会計からの任意繰入や雇用調整助成金等に要する費用の一部の一般会計からの繰入、雇用安定事業に要する経費について、失業等給付の積立金（「積立金」）からの借入等を可能にする財政運営上の特例措置も講じた。

こうした一連の特例措置による多額の財政支出は、同様に新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けた諸外国に比して、我が国の失業率の上昇を一定程度緩やかなものに止めるなど、大きな効果を発揮したが、その結果、雇用保険財政は、雇用保険料率及び国庫負担割合が令和3年度末まで暫定的に引き下げられていたこともあり、支出が保険料収入を大幅に上回り、その補填のために雇用安定資金残高は令和2年度末で0となり、積立金もほぼ枯渇する、極めて厳しい状況に至っている。

まずは、その立て直しを図ることが喫緊の課題であるが、その際、雇用保険は失業に対する必要不可欠なセーフティネットとして、労使が負担する保険料と、国の雇用政策への責任を示す国庫負担により運営されるものであり、将来にわたって安定的な運営

² <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000880033.pdf>

を確保し、予期せぬ景気変動に伴う雇用情勢の悪化が生じたとしても十分対応できるものとしておくことが最も重要である。

2. 失業等給付に係る保険料率

失業等給付に係る保険料率については、平成 28 年の雇用保険法改正時に、当時の過去 10 年平均の受給者実人員である 61 万人に単年度で対応し得る率として 8/1,000 (0.8%) を原則とされ、雇用情勢が良好に推移して積立金残高も高い水準にあったことから、平成 29 年度から令和 3 年度まで、法律上の措置を講じた上で暫定的に 2/1,000 (0.2%) 引き下げた上で、弾力倍率³が 2 を超えていたことを踏まえて、弾力条項に基づき更に 4/1,000 (0.4%) 引き下げられ、この間 2/1,000 (0.2%) とされてきた。⁴

雇用保険部会報告では、雇用保険料率は中期的な財政バランスを念頭に設定すべきであるが、雇用情勢が良好な時期と悪化した時期における受給者実人員の水準等にかんがみると、**原則の保険料率 8/1,000 (0.8%) は引き続き妥当な水準であると考えられる**とされた。

その上で、令和 2 年度の弾力倍率は 1.85 となっており、弾力条項に基づく引下げが可能な 2 を下回る水準となっていることや、法律により暫定的に 2/1,000 (0.2%) 引き下げていた措置が令和 3 年度末で期限を迎えることから、失業等給付に係る保険料率は、原則の 8/1,000 (0.8%) に戻ることとなる。

しかしながら、全体的に回復途上にあるものの、新型コロナウイルス感染症の経済への影響も未だ残っている状況にかんがみ、雇用保険部会報告においては、**労使の負担感も踏まえた激変緩和措置として、失業等給付に係る保険料率は、令和 4 年度においては、令和 4 年 4 月から 9 月までは 2/1,000 (0.2%)、同年 10 月から令和 5 年 3 月までは 6/1,000 (0.6%) とすべきである**とされた。

3. 失業等給付に係る保険料率

育児休業給付に係る保険料率については、従前のトレンドで支出の増加が続くことを前提としても令和 6 年度まで安定的な運営が可能であることが確認できたことから、4/1,000 (0.4%) のままとすべきであるとされた。その上で、令和 2 年の雇用保険部会報告のとおり、育児休業給付の在り方等については、男性の育児休業促進策等に係る制度改正の効果等も見極めた上で、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関係諸施策の動向等も勘案しつつ、令和 4 年度から検討を開始し、令和 6 年度までを目途に進めていくべきであるとされた。

³ 「弾力条項」とは、積立金残高と差引剰余の合計が失業等給付費の 2 倍を超える場合は保険料率を最大 4/1,000 引下げ可能、失業等給付費の 1 倍を下回る場合は最大 4/1,000 引上げ可能とする仕組み。

⁴ 令和 2 年の雇用保険法改正により、令和 2 年度以降、育児休業給付について区分経理を行うこととし、同給付に充てる保険料率 4/1,000 を失業等給付に係る保険料率から分離した。上記の記載は、令和 2 年度前についても、保険料率 4/1,000 を除いた記載としていることに留意。

4. 雇用保険二事業に係る保険料率

雇用保険二事業に係る保険料率については、原則 3.5/1,000 (0.35%) であるところ、令和3年度までは弾力条項に基づき3/1,000 とされているが、令和2年度の弾力倍率は▲7.65 であり、弾力条項に基づく引下げが可能な1.5を下回る水準となっているため、原則の3.5/1,000 (0.35%) に戻すことが適当であるとされた。

第4. 施行通知

「雇用保険法等の一部を改正する法律等について（施行通知）（案）」⁵においては、雇用保険料率の変更について以下の事項が掲げられている。

- 失業等給付に係る雇用保険料率は、現行の1,000分の2から、令和4年10月から1,000分の6に引き上がることとなるが、この点に関し、
 - ・ 原則1,000分の8であるところ、労使の負担感も踏まえた激変緩和措置として、労働政策審議会での議論を経て決定されたものであること
 - ・ 雇用保険制度のセーフティネット機能を維持するための必要最小限の負担をお願いするものであることについて、その意義を管内の関係団体に丁寧に周知・説明を行い、十分な理解が得られるよう努めることとすること。
- 令和4年度前期に係る雇用保険率と令和4年度後期に係る雇用保険率が異なる率となることから、保険料の納付手続を行う事業主等が円滑に対応できるよう、その納付方法等について丁寧な周知及び相談対応を行うこととすること。
- 事業主等の事務負担を軽減するため、計算支援ツールを作成し、ホームページ上に掲載するので、周知及び相談対応にあたっては、適宜、活用することとすること。

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000922089.pdf>